

「地域社会と住民の権利憲章」（第5次案）2010.11.13

1. 全国大会提案にあたって

① 提案に到る経緯

全国地域人権運動総連合（略称、全国人権連）は、社会問題としての部落問題が基本的に解決したことをふまえ、2004年4月に全国部落解放運動連合会（略称、全解連）を発展的に転換して誕生しました。

運動の基本方向は全国人権連規約前文で次のように規定しています。

全国地域人権運動総連合は、地域社会で人権と民主主義、住民自治の確立をはかる多様な住民運動を包含する恒常的な全国組織である。

様々な階級・階層の人々によって構成されている地域社会には、生活の共同性と地域性にもとづく社会関係から生み出される多様な人間的 requirement が存在する。

地域社会を基盤とする人権確立の住民運動は、多様な人間的 requirement を地域社会で権利として実現し花ひらかせるものである。

全国地域人権運動総連合は、日本社会における人権確立運動の積極的なたたかいの伝統を受け継いで、憲法を暮らしに生かし、地域社会と居住者の権利を擁護し創造する運動を展開する。

この立場から、2004年4月の創立大会で「憲章」制定を次のように提起しました。

私たちは、地域社会から生み出される人権問題に積極的に取り組むことを通じて、地域における住民の人権の擁護と復権を図ります。また、権利として定着していない人権問題を社会的合意形成を通じて新たな権利として創造していきます。

私たちは、わが国で初めて地域社会を対象にした「地域権利憲章」の制定をめざします。この「地域権利憲章」が「全国地域人権運動総連合」の運動目標となります。この「地域権利憲章」には、少なくとも①地域人権とは何か、②地域住民の具体的な権利のプログラムの整理、③権利憲章の意義と運動の目標を含んだものとします。

そして、第1次案（2005年5月21日第2回幹事会、東京）を提起以降、第2次案（06年4月8日第4回幹事会、京都）、第3次案（06年6月24日第2回全国大会、岡山）、第4次案（09年5月30日第5回全研、鳥取）と機関会議での討論をはじめ学習会や公開討論、意見募集を進めながら整理し、2010年3月には「地域権利憲章案」策定・拡大作業部会を京都で開催するなどして文案検討を行ってきました。

この間、「構造改革」の名の下で、大企業優遇の実施と労働者の権利や福祉・医療の切捨てにより、貧困と格差の拡大、社会構造の激変、その問題の集約地としての地域社会

は深刻かつ多面的で複雑な地域問題を生み出し、誰の目にも問題を認識しうる状況になりました。

こうした状況の変化および人権運動の実践的積み重ねが「地域権利憲章」論議を深めることとなり、当初の論文調のものから項目調に、本旨が伝わるような構成の工夫、また列挙する権利を性格ごとに整理し、地域社会から展望する国家のあり方まで検討しました。

② 大会後の取り扱いについて

私たちは、戦後民主主義運動の継承・発展、あらたな憲法闘争の前進、人権拡充の国民的連帶運動を拡げてゆく課題を遂行しつつ、「地域権利憲章」を地域住民運動共通の地域課題解決の目標にすべく位置づけ、学習と実践に努めるものです。

今後情勢の変化と実践的深まりの中で見直しが必要とされる折には、検討を行うものです。

2. 「地域社会と住民の権利憲章」第5次案について

(1) タイトル

「地域社会と住民の権利憲章」

一人ひとりが大切にされる地域社会を

(2) 本文

前文

日本国憲法は国内外の多年にわたる自由獲得の成果であり、国民主権、恒久平和、基本的人権、議会制民主主義、地方自治を原則としている。社会の進歩と発展のためには、人権の豊かな内実をはかる不断の努力が求められる。

地域社会は、「構造改革」の名の下で、大企業の大幅な利潤確保を目的とする法人税の切り下げをはじめとする特恵的税制の実施と派遣労働、非正規労働の横行、低福祉、低医療政策などにより貧困と格差が広がり、複雑な社会問題を生み出している。

高齢者のひとり暮らし、夫婦のみの世帯が急増し、人口構成・世帯構成は激変した。超高齢、少子化、家族力の低下、未婚化・晩婚化として現れ、新自由主義政策がさらに問題に拍車をかけ、学歴・教育格差、地域間格差、過疎地問題、貧困問題などが一層深刻な事態となっている。

私たちは、個人の尊厳が保たれ誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、日本社会が抱える人類未到の課題に果敢に挑戦し、地域住民共通の目標となり、あらたな権

利創造の羅針盤となる「地域社会と住民の権利憲章」を制定する。

地域人権

地域社会は、地縁的結合などのまとまりをもった空間的広がりにおける生活の共同体である。どの場面でも人権は尊重されるが、個人の尊厳も生存も地域が基盤であり、地域にこそ人権の確立が求められる。

地域人権とは、地域社会に憲法の人権規定から光をあて権利をめぐる課題状況を明らかにし、人権の確立と貧困と格差をなくする思想であり地域住民共同の運動を表す。

私たちは地域社会において、公的ネットを求めるが、住民が生活を支え合うネットワークづくりがとりわけ肝要と考える。それが地域づくりにおける住民自治であり、自由と民主主義の土台であるからだ。

地域社会と住民の権利

私たちは以下に地域社会と住民の権利を掲げ、その擁護と復権、創造をはかる。

【第1章】住民の権利

第1部 自由権

- ①国家から制約を受けたり強制されずに自由にものを考え、自由に行動し、自分の生き方や生活について自由に決定する自己決定の権利
- ②住み慣れた所に住み続けるなど居住・移転の自由
- ③財産の形成や確保など経済活動の自由
- ④両性の合意にもとづく婚姻の自由

第2部 社会権

- ①自分の目的、理想の実現に向けて努力し成し遂げ、社会を生きていく上で人間が人間らしく生きる自己実現の権利
- ②平和で安全に暮らす権利
- ③医療、介護、文化、スポーツなどの施設が確保され、人間らしく生きる権利
- ④社会単位としての個人が家庭を自立して営み、社会や国の保護・援助を受ける権利
- ⑤教育の機会均等が実質的に保障され、教育を受ける権利や学習する権利
- ⑥人間らしい生活ができる賃金の確保と働き方をする権利、就労機会が保障され、地域で働き続ける権利
- ⑦良好で快適な環境を求めることと安全な居住や主食を含む食料を生産・流通・確保す

る権利

⑧世代のバランスがとれた地域へと地域づくりへの参加と暮らしの協同をする権利

【第2章】地域社会の権利

- ①災害、犯罪、貧困などから住民生活の安全を求める権利
- ②公共交通などの整備で移動の自由を確保する権利
- ③女性、障害者、高齢者、子どもをはじめすべての住民の権利が等しく認められ發揮できる権利
- ④個人の人格的利益を保護する権利
- ⑤自然、歴史、文化に育まれた良好な景観と地域の伝統文化を継承する権利
- ⑥住民の暮らしを持続的永続的に再生産する権利

【第3章】国家の責務

- ①地域の運営はその地域の住民の意思によって行ない、中央政府は地方の格差を解消し、どこに住んでも快適な生活を保障すること、それを求める住民の権利を擁護する
- ②公共的住民サービスの維持・確保、貧困と格差による犠牲を解消する

地域人権運動

私たちは、前近代性を打破し市民的自由の前進を得てきた戦後民主主義の到達に立脚し、新たな段階の民主主義の実現に向けて、地域社会に人権と民主主義、住民自治の旗を高く掲げ、憲法原則の擁護、地域の恒常的発展、貧困と格差から住民を守り、社会構造の激変に対応した地域住民共同のネットワーク運動をすすめる。

地域住民の要求を人権確立の立場で把握し、住民共同の目標に高め、新たな福祉国家をめざす運動の発展を追求する。

全国地域人権運動総連合